資 料 ⑥

協 働 推 進 計 画 体 系 図(案)

計画の目的

多様な主体が協働して地域の社会課題解決の取組を行い、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現【第1条】

基本目標

Ⅰ 多様な主体が、地域づくりの当事者として協働の担い手となる。

Ⅱ 多様な主体が出会い、つながり、協働による課題解決の取組を実践する。

Ⅲ 協働の原則に則った、より効果的な課題解決の取組を広げる。

基本方針

1 人材・団体を育成し、活動を支援します。

2 多様な主体のつながりの場を創出します。

3 情報の発信と共有をすすめます。

4 市役所の協働化をすすめます。

5 成果を共有し、協働意識の醸成をすすめます。

基本施策（条例規定施策等）／具体的な施策の方向性・事業

基本施策（条例規定施策等）	具体的な施策の方向性・事業
（1）教育機関、行政機関等との連携による人材育成【第6条（2）】	①市民活動、地域活動のリーダー養成 ②協働コーディネーターの養成 ③若者の市民活動・地域活動への参加促進
（2）協働の担い手となる団体の育成と取組の基盤強化の支援【第6条（3）】	①NPO法人の活動基盤強化と認定の条例指定の検討 ②課題解決型の地域活動の拡充 ③安全・安心ネットワーク等への多様な主体の参加促進 ④企業・大学の地域・社会貢献活動の促進
（3）地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化【第6条（1）】	①地域の協働の拠点としての公民館機能の拡充 ②公民館職員・地域担当職員の研修強化 ③公民館による地域課題の把握と解決のためのコーディネート機能の強化
（4）多様な主体をつなぎ、協働を推進するコーディネート機関の設置【第8条】	①ESD・市民協働推進センターによる官民及び民民の協働コーディネート ②センターと公民館その他協働関係機関との連携強化 ③センターと自治組織、事業者等多様な主体との連携強化
（5）多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場の提供【第6条（6）】	①企業と市民団体の交流促進 ②住民自治組織と市民団体の交流促進 ③地域における多様な主体の交流機会の創出
（6）地域の社会課題に関する情報の共有機会の提供【第6条（4）】	①課題解決ワークショップ・円卓会議の開催 ②行政からの社会課題に関する情報の発信 ③つながる協働ひろばの活用 ③解決すべき課題の広域での共有
（7）活用可能な地域の資源に関する情報の共有機会の提供【第6条（4）】	①資源活用課題解決ワークショップの開催 ②行政からの活用できる資源に関する情報の発信 ③つながる協働ひろばの活用
（8）地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報の提供【第6条（5）】	①活動支援に関する民間情報の収集・発信 ②活動支援に関する市の施策の収集・発信 ③つながる協働ひろばの活用
（9）協働の視点での施策の見直し、実行、効果の検証【第9条】	①市の施策の協働実態調査 ②協働推進員研修での業務と事業の協働化検討 ③協働事業事例の共有
（10）官民協働のモデルとなる事業の指定と支援措置【第7条】	①有効な協働推進モデル事業の事業化 ②審査・評価基準の策定 ③成果の発信と共有 ④モデルとなる事業の有効な支援措置の検討 ⑤協働のまちづくり秋山基金の有効活用の検討
（11）市に対する協働による地域の社会課題解決の提案【第10条】	①市民からの協働提案制度の普及 ②ESD・市民協働推進センターでの相談と各課との協議の場の設定
（12）協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰【第6条（7）】	①表彰制度の新設 ②優れた取組の掘り起し ③表彰による成果と協働の普及・啓発
（13）条例及びそれに伴う施策の啓発【第13条】	①条例解説書・条例活用ハンドブック、協働事例集等の啓発資料の作成・配付 ②つながる協働ひろばの活用

推進体制

協働フォーラム（幅広い市民の議論の場）【第12条】	協働の取組とその推進施策、計画についての幅広い議論の場
岡山市協働推進委員会（多様な主体の審議会）【第15条～第20条】	①推進計画の策定・評価 ②優れた事例の表彰 ③モデルとなる事業の指定と支援措置の審査
岡山市協働推進本部（庁内組織） 協働推進員（職員） 【第11条】	①全庁の協働実態調査 ②各課での協働施策の展開 ③職員の育成